

大和市条例第2号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例

(大和市表彰条例の一部改正)

第1条 大和市表彰条例（昭和38年大和市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「副市長」の次に「及び教育長」を加える。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第2条 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表大和市特別職報酬等審議会の項設置目的の欄中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第3条 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成24年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

(大和市職員定数条例の一部改正)

第4条 大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第21条」を「第19条」に、「第16条第1項」を「第16条」に改める。

(大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年大和町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第35条」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項」を加え、「関し、規定することを目的」を「について必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「1に」を「いずれかに」に、「または」を「(教育長にあっては、教育委員会とする。以下同じ。)又は」に改める。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第6条 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

別表第1号を次のように改める。

1	教育委員会の委員	月額	円 117,000
---	----------	----	--------------

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 教育長

第3条に次の1号を加える。

(3) 教育長 月額 682,000円

第6条第1項中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第7条第3項に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の200

(大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第8条 大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和42年大和市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「給与、」を削る。

本則を次のように改める。

教育長の勤務時間その他の勤務条件については、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大和市表彰条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の場合においては、第1条の規定による改正後の大和市表彰条例第4条第1項第4号の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大和市表彰条例第4条第1項第4号の規定は、なおその効力を有する。

(大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第2条第1項の場合においては、第5条の規定による改正後の大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の大和市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第6条の規定による改正後の大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項及び別表第1号の規定は適用せず、第6条の規定による改正前の大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例第2条第1項及び別表第1号の規定は、なおその効力を有する。

(大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第2条第1項の場合においては、第7条の規定による改正後の大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第3条、第6条第1項及び第7条第3項の規定は適用せず、第7条の規定による改正前の大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例第1条、第3条、第6条第1項及び第7条第3項の規定は、なおその効力を有する。

(大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正法附則第2条第1項の場合においては、第8条の規定による改正後の大和市教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は適用せず、同条の規定による改正前の大和市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定は、なおその効力を有する。